

司法制度改革実施推進会議参与会（第8回）会議議事概要

- 1 日 時 平成20年12月18日（木）午後3時05分から午後5時00分
- 2 場 所 最高検察庁大会議室（法務省20階）
- 3 出席者
（参与 敬称略・50音順）
石井彦壽，岩間陽子，亀井時子，土屋美明，中川英彦，長谷川裕子，馬場義宣，山本和彦（座長）
（法務省）
黒川弘務官房審議官，深山卓也司法法制部長，大野恒太郎刑事局長
（内閣官房司法制度改革推進室）
白石史子室長
- 4 議題
司法制度改革の取組状況に関する意見交換（特に裁判員制度に関する取組状況について）
- 5 配布資料
 - (1) 改訂のポイント
 - (2) 法教育推進協議会開催要領
 - (3) 法教育シンポジウム開催案
 - (4) 認証紛争解決事業者一覧
 - (5) 法科大学院制度と新司法試験等導入に向けたスケジュール
 - (6) 「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（中間まとめ）」の概要
 - (7) 日本司法支援センター業務の概況
 - (8) 常勤弁護士の配置状況
 - (9) 裁判員候補者名簿への記載のお知らせ（最高裁HPにリンク）
 - (10) よくわかる裁判員制度Q & A（最高裁HPにリンク）
- 6 議事概要
 - (1) 前回の参与会以降の経過及び司法制度改革実施推進会議の開催結果について
 - 黒川官房審議官から
 - ・前回の参与会の議題となった法制度整備支援の取組状況
 - ・司法制度改革実施推進会議の開催結果について，それぞれ報告がなされた。
 - (2) 司法制度改革の取組状況について

○ 深山司法法制部長から法務省における司法制度改革の取組状況として

- ・ 前回の参与会の議題となった法令外国語訳の取組状況
 - ・ 法教育の取組状況
 - ・ 裁判外紛争解決手続の運用状況
 - ・ 司法試験の結果及び法曹養成制度
 - ・ 日本司法支援センターの業務実施状況
- について、それぞれ報告がなされた。

(3) 裁判員制度に関する取組状況について

- 大野刑事局長から裁判員制度に関する取組状況について説明がなされた。

(4) 意見交換

【司法制度改革の取組状況に関して】

(石井参与)

新聞報道によると、文部科学省が法科大学院の入学定員削減を促す予定と書かれている。定員削減と司法試験合格者数の数値目標は密接な関係があると思う。連携法6条で連携を図ることとなっているが、文部科学省の方針と法務省の方針の関係はどうなっているのか。

(深山部長)

新司法試験合格者数について、平成22年ころに合格者数3,000程度を目指すという方針は政府の政策目標として閣議決定されており、その政策目標を見直すつもりはない。今年の合格者は2,065人であったが、司法試験は資格試験ということもあって、実際に採点してみて質が上がらないと合格者を増やしようがない。毎年一定の能力を持った人が増えてきて司法試験を受験してもらえらるだろうということで、司法試験委員会では合格者数の増加の目安を定めたのであるが、今の状況を手をこまねいて見ているのは、合格者数3,000人程度という目標達成が難しいことは資料5の数値からも明らかである。だから、今の時点で法科大学院制度の様々な問題点の是正を図り、法科大学院修了生のレベルを上げていこうという方向になっている。これは文部科学省でも法務省でも同じことを考えている。そのための入学定員の削減である。合格者数の増大と一見矛盾しているように見えるかもしれないが、3,000人を合格させるために法科大学院修了生の底上げを図るための方策である。定員の多過ぎる法科大学院には定員を減らす代わりに卒業生の平均レベルを上げてもらうことを目指している。文部科学省が進めようとしている方策について法務省も異存はなく、文部科学省と一緒に、何とか3,000人という目標に到達したいと考えている。

(馬場参与)

資料5を見ると、過去2年は目安の枠内に納まっていたが、今年は遂に目安を下回った。これは受験生のレベルが低いという評価なのか。合格最低点を1点でも上げると、目安の上限の2,500名を超えてしまうから2,065名に止めたというわけではないのか。

(深山部長)

残念ながらそうではないと思われる。合格者数は法務省が決めるわけではなく、司法試験委員会の判断の結果であるが、受験生の数は年々増えているものの、採点する側からすると一定レベルに達している人が思ったほど増えていないという現れであろう。

(中川参与)

深山部長から、法曹有資格者の職域拡大を図っているという説明があった。私も以前からやるべきだと主張しており、そのことはよいことだ。しかし、結果的に法曹資格を得られなかった人に対する考えはどうなっているのか。

(深山部長)

法科大学院卒業生には、制度上は法務博士という称号を与えている。3回受験して法曹資格を得られなかった人は今年初めて出たものであり、今の段階で特別な施策を講じていることはない。

(中川参与)

学生の間でも不安が大きい。せつかく法律的な素養を身に付けた人を社会的に活用する方策はないのか。そうすれば資質の向上にも繋がるのではないか。

(深山部長)

法科大学院が就職を斡旋して成功している例もあると聞いている。現時点では、個別の法科大学院の努力として少しずつ活用方策の検討が始まっていると思っている。

(中川参与)

資料6の「中間まとめの概要」を見たが、現在の制度を前提としてどう改善するかという見直しを行っているように見える。未修者と既修者を一緒にするのは無理ではないか、教育者の質の問題、本当に実務との融合が出来るのかなど、現在の制度を見直す必要はないのか。

(深山部長)

資料6はあくまで中間まとめの概要で、年度内に最終的な結論が出ることになっている。これからの議論もあるし、議論がここに書かれていることに尽きるわけではない。法科大学院制度の大きな枠組み自体を変えてしまうような議論はしていないだろうが、個々の教育者の質についてももう少しきちんと見るシステムが必要ではないかとか、未修者の合格率が低いことについて、多様性を確保するという政府の理念からどういう手当てがされるべきかなど、様々な角度から検討がされつつあると思っている。

【裁判員制度に関する取組状況に関して】

(岩間参与)

保育サービス、介護サービスを利用するには費用は必要なのか。

(刑事局)

保育サービスについては、基本的には既存の一時保育サービスを利用していたくので、費用については、基本的には裁判員又は候補者に負担していただくこ

とになっている。ただ、最近、自治体によっては無料で預かってくれるところも出てきている。

(岩間参与)

実際には費用はどのくらいか。

(刑事局)

1日数千円と聞いている。1日1万円以内の日当が出るので、それで賄っていただくと聞いている。

(岩間参与)

子供が二人いる人と子供がいない人とで差が出るのは不公平ではないか。裁判員として参加するためにかかる費用なのであるから、支給されてしかるべきである。

もう1点、資料10のQ&A等に法律が記載されていない。例えば、守秘義務に違反すれば罰則があると書かれているが、何条何項と書いていないと調べられないのではないか。また、裁判員法はパソコンで調べれば出てくるが、携帯サイトでは見る事が出来ない。ここにすべてが記載されていることはあり得ないが、最終的には裁判員は裁判する以上、法律を見るだろう。自分たちの権利義務が定められた法律がついていないのはおかしいのではないか。

(亀井参与)

品川区で男女共同参画の審議員をやっているが、品川区では保育サービスを行っている。保育所は基本的に自治体である。法務省だけでは浸透しないので、各自治体に呼びかければもっと増えるのではないか。

(中川参与)

広報に努力をしてそれなりに効果があるのは分かるが、何かが足りない。自分としては、①日本の裁判制度のどこに欠点があり、国民が参加することによってどう改善されるかについて、抽象的な話はあるが、具体的な話がない、②これまでプロの裁判官でやってきたのに、なぜ素人が入らないといけないのか、③なぜ重罪のみに適用するのか、一般の市民に近い少年事件や窃盗事件から始めないのか、の3点が十分説明されていないのではないかとと思っている。いずれも、司法制度改革の原点に立ち返る必要があり、今さらという気もするが、特に候補者の通知を受けた人にはモチベーションを高めてもらう必要があるのだから、PRする必要があるのでないか。

そして、裁判員として参加した後に参加してよかったという満足感を持ってもらうことが大切。そのためには、裁判官の資質も大事である。3日以内に早く終わらせるのも大切かもしれないが、裁判員が自分でやったという満足感を持ってもらえるよう制度を進めるのが裁判官の役割である。

裁判員制度についても、悪いところがあれば改善していくというメッセージを発した方が、国民の安心感に繋がってよいのではないか。

(山本座長)

報道によると、最高裁で裁判員制度の運用に関する問題点について継続して検証していくと聞いている。

(黒川審議官)

運用上だけではなく、制度上の問題点があれば改善するようにとの指摘と承ったので、検討したい。

(岩間参与)

法務省の立場から出来る説明には限界があると思う。弁護士会や裁判所にも協力してもらって、それぞれの立場の資料を中に入れてはどうか。

資料10には、「裁判というのはどういうもので、あなたの役割はこういうもので、それに対して法律はこうなっている。」というような説明が抜けている。そのような説明を抜きにしていきなり法廷に入る設定になっている。これを見ると不安になるのではないか。

国際法では条約を結んでからフォローアッププロセスがある。これは政治の側の話かもしれないが、裁判員法は改正法が毎年出てもよい。

(黒川審議官)

裁判員法には、3年後に施行状況の検討を行った結果に基づき、制度上・運用上の所要の措置を講ずるという規定がある。どういったプロセスで検討するのかということについては、本日の御指摘を受けて検討したい。

(岩間参与)

3年は長いのではないか。

(亀井参与)

裁判員候補者に送られた封筒について、法テラスの地方事務所にも質問の電話がかかってきた。電話してきた方は、何が書かれているか分からないから説明して欲しいと言っている。裁判所のコールセンターによる電話対応だけではなく、実際に会って説明して欲しいという人が多い。もう少し親切な対応をしたほうがよいのではないか。

(長谷川参与)

育児の話は保育所は措置だから。地方自治体とも話して裁判員の方は優先して預かってもらえるようにする必要がある。

基本的には保育所を使った方がよいと思うが、それが無理な場合に、今回の児童福祉法の改正で保育ママ制度が出来たので、活用出来るのではないか。

広報は裁判所、検察庁、日弁連では違うと思う。日弁連なら裁判員制度がなぜ必要かについて裁判所や検察庁とは違う広報をしようと思う。取調べの可視化などの問題からもう少し積極的に書ける。そういう意味ではもう少し日弁連に取り組んでもらう必要がある。また、市民レベルのNPOの目線で積極的広報が必要ではないか。もう少し分かりやすい広報を続けていく必要である。

司法制度改革の中でも労働審判制度はうまく行っている。評判がよくて件数も増えている。最初に参加した者は専門的な知識が必要と思い研修を行った。しかし、我々は、労使関係で培った経験を活かして裁判官と一緒にやるのが重要である、難しいことではなく労使関係の延長であると説明してきた。1年が経過して日弁連のシンポジウムなどで話し合うと、裁判所に見直して欲しい点は要求している。裁判員制度について定着するまでは研究することが必要だろう。内閣官

房のようなところでフォローアップすることも必要だろう。

労働審判で言われたのは、裁判官が誘導するという事。裁判員が居心地が悪い思いをしないような裁判官の研修が大切である。弁護士も新しい人材の育成が大切である。

(石井参与)

私も裁判員制度について説明する機会があるが、なぜ義務なのかということとうまく説明出来ず悩んでいる。立法・行政では国民参加は国民の権利なのに、司法参加だけなぜ義務なのかをうまく説明したい。一番よい説明は共和政の理念だが、日本の憲法には共和政の理念が書かれていない。国民になぜ義務なのかということとうまく説明する必要がある。

(山本座長)

それは学者の役割かもしれない。

(刑事局)

裁判員として参加する義務は、参加したい方だけではなく、幅広く公平に負担していただきたい、それだけの意義を持った制度であるということを理解していただけるよう、より分かりやすく的確な説明をいたしたい。

(岩間参与)

裏からの説明かもしれないが、「あなたもいつ被害者になったり、裁かれる立場になるか分からない。そのときに自分がどのように裁かれるかを知る必要があるし、知った上で改善の余地を考える必要がある。」という説明でよいのではないか。あるいは、「自分が被害者になったとき、被告人がどのように裁かれるか知っているか。あなたの主張する権利が通るようになってきているか。そこに国民の光を入れましょう。」という説明もあるのではないか。

(中川参与)

もっと大きな説明が要るのではないか。裁判は国民にとってはこれまで聖域であった。プロに任せておけというのが定着している中に素人を入れるには相当の説明が要る。

裁判にも欠点があるかもしれないが、一般の方にはその欠点が知らされていない。民事と刑事の違いが分からない人にいきなり刑事裁判の説明をしても、ちんぷんかんぷんである。もっと大きな何かを見つけてこないか。

(白石室長)

何度か企業の説明会に行った。どのような説明をしても全員が納得することは困難である。一つの説明でなくても、様々な角度の説明があってもよいのでは。

最高裁が作成している資料10は、アンケートなどで、実際に出た質問の多い項目に答えている。

(岩間参与)

法務省で三つの説明があってもどれも一理あるとは言えない。法務省の説明の中に他の立場の説明も混ぜるのはよいが。国民に納得してもらうために最善を尽くすべきである。

(土屋参与)

裁判員制度をフォローアップする組織を立ち上げる必要があるのではないか。外国の裁判を見に行った際、参審員の経験者が自分たちで自主的に様々な相談に乗る組織を立ち上げている国があった。裁判に素人が入っていくと、予想外の悩みが出てくるが、守秘義務があって思ったように相談出来ない。その受け皿を作る必要があるということで、日弁連の市民会議の委員をしていた頃、日弁連が中心となってそういう組織を作る必要があるのではと提案したことがある。今は国全体でそういう組織を作る時期ではないか。

また、相談に乗れる人を会社に置いて欲しい。誰かを会社に派遣するのではなく、会社の中の労務担当の人でよい。共同通信社ではそうしている。そういう企業の担当者を集めて勉強会をやってはどうか。町内会の役員を集めてもよい。地域の核になるところに相談に乗れる人を置いて欲しい。

休暇制度について、中小企業は大企業のように進んでいない。中小企業に勤務している方が呼ばれたときにどういう扱いにするか。

裁判所に行った人には、裁判所の職員が手続の流れの説明をすることになっているが、選ばれなかった人をそのまま帰すのではなく、有益な機会であったと思ってもらえることが大切である。それが積み重なれば口コミで広がって様々な問題がクリアされていくと思っている。裁判員に選ばれなかった人を集めて、東京では、午後に法務省の赤れんが棟や裁判所見学をしてみてもどうか。

広報で気になっているのは、携帯電話である。学生には自宅に電話がなく携帯のみの者もいる。パソコンを持っていない者もいるし、レポートの宿題を出すも携帯メールで送ってくる学生もいるようである。今の若者に広報するためには、携帯サイトを充実する必要がある。

(亀井参与)

先ほどの義務についての話であるが、日弁連には憲法論が好きな人もいるが、法曹三者の共通理解としては、民主主義や国民参加で説明するしかない。日弁連も単位会によっては延期の決議をしているところもあるが、それはわずかである。

模擬裁判で市民も経験すると皆やってよかったと言う。ただ、弁護士会から見ると、裁判員制度や刑事司法に改善の余地がある。それについての見直しについては、3年後と言わず、今からでもやって欲しい。

何年前か、アメリカで陪審裁判を見たが、陪審を選ぶ手続に感心した。また、小学生の傍聴者にも裁判官が分かりやすく説明していた。これから子供にもきちんと説明して、次代を担う者を育てていく必要がある。

(中川参与)

そういう意味では時代が変わったという説明をしていくしかないのでは。誰かにお任せという時代は終わり、自分たちが支えなければならない時代になったというような説明である。

(岩間参与)

質問であるが、辞退事由がないのに裁判所に来なかった人はどうなるのか。また、裁判員に選任された6人が翌日来なかったらどうなるのか。

(刑事局)

その場合は法律違反であり、刑罰ではないが、個々の裁判所の判断で10万円以下の過料が科せられることがあり得る。

裁判員が揃わなかった場合は、その日の審理は出来ない。ただ、あらかじめ補充裁判員を選んでいれば、その補充裁判員に入ってもらえる。

(刑事局)

土屋参与から中小企業の休暇の対応の話があったが、今年の秋に、中小企業4団体と社会保険労務士会連合会に対し、法曹三者連名で特別休暇の周知のお願いをした。

(馬場参与)

私は裁判員制度により国民が試されていると思っている。ただ、実際に裁判員をやった人をどうやって守るかという観点も持っていたきたい。

(山本座長)

私は民事訴訟の研究者であるが、裁判員制度は民事裁判の在り方にも大きな変化を与える大きな制度と思って大変注目している。是非よい制度にしていただきたい。

(以上)